

不妊及び不育治療費助成事業のながれ

【お願い】

保険適用の不妊及び不育治療を受けられる予定の方は、あらかじめご加入の健康保険者から、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付を受けて受診いただきますようお願いいたします。

1 治療

- ① 都道府県の指定する指定医療機関等にて不妊治療及び不育治療を受ける
注意：書類の保管
 - ・医療機関の発行する領収書及び診療情報明細書は申請に必要なため大切に保管してください。
 - ・医療機関に提出した婚姻関係を確認する書類(申告書等)のコピー
- ② 「不妊及び不育治療指定医療機関受診等証明書」「精巣内精子採取術受診等証明書(治療を受けられた方のみ)」を、治療終了後速やかに医療機関に発行を依頼してください。
注意：○(町様式)不妊治療及び不育治療医療機関受診等証明書を作成する場合
県助成対象外の不妊及び不育治療(不育治療、人工授精・先進医療(保険適用回数終了後)・審議中の技術・県助成上限回数を超える治療)が含まれる場合
※県助成を受けている場合は、県の受診等証明書の写しも必要です。
○(町様式)精巣内精子採取術受診等証明書を作成する場合
県助成対象外の治療(採精のみや保険診療外の場合)の場合
※県助成対象の場合は、県の受診等証明書の写しのみの提出で可能です。

2 県へ申請

- ① 福井県の助成申請に必要な書類を揃え、県内の健康福祉センターへ申請する
参照 <http://www.pref.fukui.jp/doc/kenkou/funintiryo-h19.html>
【申請先】 丹南健康福祉センター(武生福祉保健部)
所在地：越前市上太田町4-1-5 福井県南越合同庁舎1階 電話：0778-22-4135
- ② 福井県の審査後、承認された場合、約2か月程度で県助成承認決定通知書が届き、助成額が振り込まれる

3 南越前町へ申請

- ① 南越前町の助成申請に必要な書類を揃え、南越前町へ申請する
(申請書等はホームページよりダウンロードできます)
※町への申請期限は、治療が終了した日の属する年度の翌年度末日(3月31日)までです。申請が3月中旬以降になる場合はご連絡ください！
【申請先】南越前町 保健福祉課(役場別館1階)
所在地：南越前町東大道29-1 電話：0778-47-8007
＜申請に必要な書類＞
 - 1 様式第1号不妊及び不育治療費助成申請書兼請求書
 - 2 不妊及び不育治療医療機関受診等証明書
 - 3 精巣内精子採取術受診等証明書(治療を受けられた方のみ)
※県様式の写しの可否は、上記 1 治療の②の注意書きを参照
 - 3 医療機関発行の領収書及び診療明細書
 - 4 県助成決定通知書※県助成対象の場合
 - 5 夫婦両人の完納証明書(町税の未納が無い旨を証明するもの)
 - 6 夫婦両人の加入医療保険がわかるもの
※別紙加入医療保険確認書の提出(資格確認証・限度額適用認定証等の写しにて代用可)
 - 7 夫婦の戸籍謄本(事実婚の場合両人の戸籍謄本、住民票、事実婚に関する申立書・意見確認書)
※県助成対象の場合提出不要その他、印鑑、振込先の金融機関の通帳またはカードをご持参ください
- ② 南越前町の審査後、承認された場合、「不妊及び不育治療費助成金交付決定通知書」が届き、助成額が振り込まれます。